

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 32 | 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務【令和5年3月31日】 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐伯市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県佐伯市長

公表日

令和7年2月21日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|-----------------------------|--|
| ①事務の名称 | 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | 令和4年9月9日に開催された「物価・賃金・生活総合対策本部」において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、1世帯当たり5万円の支給を行うことが決定された。それにより、「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」及び「佐伯市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要綱」に定められたところにより、本市において支給対象世帯を抽出し、給付金を支給する。なお、本事務において特定個人情報ファイルとして管理することになる支給対象者は、市外転入者等、令和4年度の住民税の課税権を有しない方のみである。 |
| ③システムの名称 | Acrocity、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項別表135の項、別表主務省令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号に基づく主務令第2条の表160の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉保健部 社会福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 社会福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 佐伯市総務部総務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3663 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 佐伯市福祉保健部社会福祉課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-4150 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | |
| 適用した理由 | []適用した |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年12月2日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年12月2日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|---|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> | 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [○]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [○]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) [○]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|--|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバーの利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守している。 | |

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

| | |
|------------------|--|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [9) 従業者に対する教育・啓発] |
| | <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 佐伯市特定個人情報等の保護に関する管理規程に基づき、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。 |

变更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|--|------|------------------------------------|
| 令和7年1月15日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表第1の101の項、別表第一主務省令第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示第7号 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表135の項、別表主務省令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 | 事後 | 番号法の一部改正による |
| 令和7年1月15日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び同法別表第二別表第二における情報照会の根拠 121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務令第2条の表160の項 | 事後 | 番号法の一部改正による |
| 令和7年1月15日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年11月28日 時点 | 令和6年12月2日 時点 | 事後 | 評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。 |
| 令和7年1月15日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年11月28日 時点 | 令和6年12月2日 時点 | 事後 | 評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。 |
| 令和7年1月15日 | IVリスク対策 8. 人手を介入させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | 新設 | [十分である] | 事後 | 重要な変更に当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加) |
| 令和7年1月15日 | IVリスク対策 8. 人手を介入させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か(判断の根拠) | 新設 | マイナンバーの利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守している。 | 事後 | 重要な変更に当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加) |
| 令和7年1月15日 | IV リスク対策 9. 監査 実施の有無 | [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査 | 事後 | 評価書の見直しに伴い、最新のものに更新 |
| 令和7年1月15日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 | 新設 | 9) 従業者に対する教育・啓発 | 事後 | 様式変更に伴う記載追加 |
| 令和7年1月15日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 | 新設 | [十分である] | 事後 | 様式変更に伴う記載追加 |
| 令和7年1月15日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】(判断の根拠) | 新設 | 佐伯市特定個人情報等の保護に関する管理規程に基づき、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。 | 事後 | 様式変更に伴う記載追加 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |